

岡山県公報

発行
岡山県
岡山市内山下
二丁目4番6号
定価 1箇月2,330円

告 示 主 要 目 次

- 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正……………三五
- 農地法第三条第二項第五号の農地の権利取得面積及び同法第六条第一項第二号の小作地保有面積の一部改正……………三五
- （以上県例規集登載）
- 物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等……………二五
- 字の区域・名称の変更……………二七
- 道路の区域変更……………二七
- 道路の供用開始……………三八
- 救急病院の指定……………三八
- 公 告
- 笠岡湾干拓粗飼料基地において農作物栽培を希望する者の募集……………四〇
- 土地改良区役員の退任届……………四一
- 土地改良事業の工事完了……………四一
- 県営土地改良事業の工事完了……………四一
- 県営土地改良事業換地計画の縦覧……………四一
- 土地改良事業換地計画の縦覧……………四一
- 被災者生活再建支援法の対象となる自然災害……………四二
- 岡山県医療審議会からの答申……………四二
- 特定非常利活動法人の設立認証の申請……………四二
- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧……………四二
- 国土交通省中国地方整備局
- 河川区域内に放置されていた工作物の保管の公示……………四三

告 示

●岡山県告示第十八号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成十六年度分の補助金から適用する。

平成十七年一月二十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

表保健福祉部の部健康診断予防接種費補助金の項中「健康診断予防接種費補助金」を「岡山県結核定期健康診断補助金」に改める。

●岡山県告示第十九号

昭和三十四年岡山県告示第二百八十八号（農地法第三条第二項第五号の農地の権利取得面積及び同法第六条第一項第二号の小作地保有面積）の一部を次のように改正し、平成十七年二月二十八日から施行する。

平成十七年一月二十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

一の表津山市の項中「旧高取村」の下に「旧加茂町（大字公郷字藤ノ木及び大字中原字下中原を除く。）、旧阿波村、旧新野村、旧勝加茂村（大字樋を除く。）、旧大井西村（大字坪井下及び大字中北上を除く。）、旧大東村（大字南方中を除く。）、旧久米村（大字宮尾を除く。）、旧倭文村」を加え、「昭和二十五年二月一日現在の津山市」を「旧津山市」に改め、「のうち大字河辺」の下に「旧上加茂村、旧加茂町のうち大字中原字下中原、旧広戸村、旧大井西村のうち大字中北上」を、「のうち大字三浦」の下に「旧加茂町のうち大字公郷字藤ノ木、旧大井西村のうち大字坪井下、旧大東村のうち大字南方中、旧久米村のうち大字宮尾」を、「旧勝加茂村」の下に「のうち大字樋」を加え、同表中加茂町、阿波村、勝北町及び久米町の項を削る。

二の表津山市の項中「旧勝加茂村」の下に「旧久米村、旧倭文村」を加え、「昭和二十九年六月三十日現在の津山市」を「旧津山市」に改め、「旧広野村」の下に「昭和二十九年三月三十一日現在の加茂町、旧新加茂町、旧阿波村、旧新野村、旧広戸村、旧大東村」を、「旧滝尾村」の下に「旧上加茂村、旧大井西村」を加え、同表中加茂町、阿波村、勝北町及び久米町の項を削る。

●岡山県告示第二十号

平成十七年度において県が発注する物品の売買、修理等の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成十七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

なお、物品の売買、修理等の契約に係る指名競争入札参加資格者の資格審査要領（昭和五十六年岡山県告示第三十九号。以下「指名競争入札参加資格審査要領」という。）に基づき入札参加資格を有している者は、この告示により競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

平成十七年一月二十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 調達する物品等又は特定役務の種類

文具・事務用機器類、木工・家具類、薬品類、印刷類、燃料・油脂類、機械器具類、工事用材料類、車両船舶類、時計・貴金属・装飾品、書籍、運動・楽器・薬品、金物・荒物・雑貨、繊維、皮革・合成樹脂・ゴム製品、食料品、種苗・花木類、動物、き章・記念品・標識類、飼料、肥料、染料、火薬、銃、計測用標準ガス、磁気テープ、模型、ミニハウス、防じん器具、一般高圧ガス及び払下品類

二 資格審査

1 資格審査の事項

イ 申請時の直前事業年度における販売の売上高

ロ 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本の額

ハ 直前決算における機械設備等の価額

ニ 直前決算における流動比率

ホ 申請時における従業員数

ヘ 申請時までの営業年数

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の表の上欄に掲げる予定価格の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの数値を付与して得られた同表中欄に掲げる総合数値により格付けされた同表下欄に掲げる区分の資格とする。

予 定 価 格	総 合 数 値	区 分
五百万円以上	七十点以上	A
二百万円以上五百万円未満	五十点以上七十点未満	B
二百万円未満	五十点未満	C

3 資格審査の結果の通知

1及び2による審査の結果は、申請者に文書で通知する。

三 競争入札に参加することができない者

1 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

2 県税又は消費税及び地方消費税を滞納している者

3 営業に關し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

四 資格審査の申請手続

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

イ 資格審査申請書

ロ 法人にあっては登記簿謄本、個人にあっては本籍地の市町村長が発行する身分証明書

ハ 地方振興局長が作成した県税納税証明書（県内に事業所がない者にあっては、本社又は本店の所在地の都道府県税納税証明書）

ニ 税務署長が作成した消費税及び地方消費税の納税証明書

ホ 直前決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び利益金処分又は損失金処理に関する書類、個人にあっては損益計算書及び資産負債調（貸借対照表））（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出できない場合は、直前三月以内における営業年数の事実を証する書類）

ヘ 印鑑証明書

ト 誓約書

チ 営業に關し許可、認可等を必要とする場合には、当該許可、認可等を得ていることを証する書面

リ 権限を営業所等の長に委任する場合には、委任状

2 申請書の作成に用いる言語

資格審査申請書、直前決算を明らかにする書類及び委任状は、日本語で作成し、その他の提出書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 提出期間

平成十七年二月一日から同月十八日まで（岡山県の休日を含める（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）とする。なお、その後においても提出は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

4 提出場所

岡山市内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課

5 提出方法

イ 持参の場合

提出期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで提出場所において提出すること。

ロ 郵送の場合

書留郵便とすること。

五 資格審査申請書の交付期間等

1 交付期間

この告示の日から随時（県の休日を除く。）

2 交付場所

岡山市内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課

3 交付方法

イ 交付を受ける場合

交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで交付場所において交付する。

ロ 郵送による交付の場合

交付場所あてに返信用切手百四十円分を同封の上申し込むこと。

六 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までとする。ただし、指名競争入札参加資格審査要領に基づく入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、平成十六年四月一日から当該要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。

2 有効期間の更新手続

平成十八年二月一日から同月二十日まで、四一に掲げる提出書類を同4の提出

場所に提出すること。なお、詳細については、平成十八年一月中に行う予定の告示に基づくこと。

七
その他

1 競争入札の公示

県公報により公示する。

2 問い合わせ先

岡山市内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課管理班（電話 〇八六一三六―七五三八）

●岡山県告示第二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地に係る字の区域・名称を同表下欄のように変更する旨勝北町長から届出があった。

平成十七年二月二十一日

岡山県知事 石井正弘

上	勝北町西中一〇九八番二一 及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部	欄
下	勝北町西中字奥林 勝北町西中字奥林	欄

●岡山県告示第二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地に係る字の区域・名称を同表下欄のように変更する旨新庄村長から届出があった。

平成十七年一月二十一日

岡山県知事 石井 正 弘

上	新庄村 九六一番 九七七番 九七七番 九七七番 九七五番	欄
下	新庄村字市原	欄

●岡山県告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

に供する。

平成十七年二月二十一日

岡山県知事 石井 正弘

区	域	新 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
和氣郡佐伯町奥塩田字国木此道東三五四番一 地先から 和氣郡佐伯町塩田字平川八八六番八地先まで	和氣郡佐伯町奥塩田字国木此道東三五四番一 地先から 和氣郡佐伯町塩田字平川八八六番八地先まで	新 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
和氣郡佐伯町奥塩田字荒神ヶ鼻一七二五番二 地先を経て 和氣郡佐伯町塩田字江ノ久保六三三番一地先 を経て 和氣郡佐伯町塩田字谷尻六三〇番一地先まで	和氣郡佐伯町奥塩田字荒神ヶ鼻一七二五番二 地先を経て 和氣郡佐伯町塩田字江ノ久保六三三番一地先 を経て 和氣郡佐伯町塩田字谷尻六三〇番一地先まで	新	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
和氣郡佐伯町奥塩田字国木此道東三五四番一 地先から 和氣郡佐伯町塩田字平川八八六番八地先まで	和氣郡佐伯町奥塩田字国木此道東三五四番一 地先から 和氣郡佐伯町塩田字平川八八六番八地先まで	旧	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

一 道路の種類 県道
二 路線名 赤穂佐伯線
三 道路の区域

岡山県知事 石井 正弘

一 道路の種類 県道
二 路線名 御津佐伯線
三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
赤磐郡赤坂町北佐古田字中ノ佐古四〇九番一 地先から 赤磐郡熊山町酌田一〇二一番一 地先を経て 和気郡佐伯町小坂字カンマキ谷一八一〇番一 地先まで		新	二〇・〇 五・〇	八七〇・〇
赤磐郡赤坂町北佐古田字中ノ佐古四〇九番一 地先から 和気郡佐伯町小坂字カンマキ谷一八一〇番一 地先まで		新	七・〇 四・五	一、一〇〇・〇
赤磐郡赤坂町北佐古田字中ノ佐古四〇九番一 地先から 和気郡佐伯町小坂字カンマキ谷一八一〇番一 地先まで		旧	七・〇 二六・〇	一、一〇〇・〇

●岡山県告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成十七年一月二十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

道路の種類	路線名	区 間	供用開始年月日
県道	赤穂佐伯線	和気郡佐伯町奥塩田字国木山道東三五四番一 地先から 和気郡佐伯町奥塩田字蔵ヶ鼻二八四番一 地先を経て 和気郡佐伯町奥塩田字荒神ヶ鼻一七二五番二 地先を経て 和気郡佐伯町塩田字江ノ久保六三三番一 地先を経て 和気郡佐伯町塩田字谷尻六三〇番一 地先まで	平成十七年 一月二十一日
県道	御津佐伯線	赤磐郡赤坂町北佐古田字中ノ佐古四〇九番一 地先から 赤磐郡熊山町酌田一〇二一番一 地先を経て 和気郡佐伯町小坂字カンマキ谷一八一〇番一 地先まで	平成十七年 一月二十一日

●岡山県告示第二十五号

次の病院及び診療所は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院及び救急診療所である。

平成十七年一月二十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 病院及び診療所の名称及び所在地
- 名称 岡山大学医学部・歯学部附属病院
所在地 岡山市鹿田町二一五一一
 - 名称 岡山労災病院
所在地 岡山市築港緑町一〇一〇二五
 - 名称 総合病院岡山市立市民病院
所在地 岡山市天瀬六一〇
 - 名称 岡山市伊福町一七一一八
所在地 岡山市伊福町一七一一八
 - 名称 川崎医科大学附属川崎病院
所在地 岡山市中山下二一八〇
 - 名称 医療法人社団十全会心臓病センター榊原病院
所在地 岡山市丸の内二一一一〇
 - 名称 医療法人社団光生病院
所在地 岡山市厚生町三三八一三五
 - 名称 総合病院岡山協立病院
所在地 岡山市赤坂本町八一〇
 - 名称 岡山西大寺病院
所在地 岡山市西大寺中野本町八一四一
 - 名称 医療法人明芳会佐藤病院
所在地 岡山市築港栄町二一一三
 - 名称 医療法人三友会いしま病院
所在地 岡山市伊島町二一一三二
 - 名称 医療法人竜操整形外科病院
所在地 岡山市藤原二一一
 - 名称 医療法人自由会岡山光南病院
所在地 岡山市東畦七六七一三
 - 名称 財団法人操風会岡山旭東病院
所在地 岡山市倉田五六七一
 - 名称 総合病院岡山赤十字病院
所在地 岡山市青江二一一一
 - 名称 医療法人一進会河合外科
所在地 岡山市豊浜町一三三五
 - 名称 医療法人山谷医院
所在地 岡山市吉宗四二九一三
 - 名称 医療法人井戸外科内科医院
所在地 岡山市今七一二三一二五

名称	医療法人松和会松田病院
所在地	玉野市和田三―一―二〇
名称	玉野三井病院
所在地	玉野市玉三―二―一
名称	建部町久米南町組合立国民健康保険福渡病院
所在地	御津郡建部町福渡一〇〇〇
名称	瀬戸内市立牛窓病院
所在地	瀬戸内市牛窓町牛窓四四四八
名称	瀬戸内市立邑久病院
所在地	瀬戸内市邑久町山田庄八四五―一
名称	備前市国民健康保険市立備前病院
所在地	備前市伊部二二四五
名称	赤磐郡医師会病院
所在地	赤磐郡山陽町下市一八七―一
名称	国民健康保険町立日生病院
所在地	和気郡日生町日生一三〇三
名称	医療法人紀典会北川病院
所在地	和気郡和気町和気二七七
名称	医療法人知誠会岩藤胃腸科外科歯科クリニック
所在地	赤磐郡瀬戸町沖三三三
名称	岡山東部脳神経外科東備クリニック
所在地	赤磐郡瀬戸町光明谷二〇三一―一
名称	財団法人倉敷中央病院
所在地	倉敷市美和―一―一
名称	財団法人淳風会倉敷第一病院
所在地	倉敷市老松町五―三―一〇
名称	倉敷成人病センター
所在地	倉敷市白楽町二五〇
名称	医療法人創和会しげい病院
所在地	倉敷市幸町二―三〇
名称	医療法人水と会総合病院水島中央病院
所在地	倉敷市水島青葉町四―五
名称	医療法人水清会水島第一病院
所在地	倉敷市神田二―三―三三
名称	医療法人誠和会倉敷記念病院
所在地	倉敷市中島八三一
名称	医療法人社団新風会玉島中央病院
所在地	倉敷市玉島中央町一―四―八
名称	倉敷市立児島市民病院

所在地	倉敷市児島駅前二―三九
名称	川崎医科大学附属病院
所在地	倉敷市松島五七七
名称	医療法人賀新会玉島第一病院
所在地	倉敷市玉島一三三四―一
名称	医療法人和香会倉敷広済病院
所在地	倉敷市東塚五―四―一六
名称	玉島協同病院
所在地	倉敷市玉島柏島五四一七
名称	財団法人仁厚医学研究所児島中央病院
所在地	倉敷市児島小川町三六八五
名称	総合病院水島協同病院
所在地	倉敷市水島南春日町一―一
名称	医療法人天和会松田病院
所在地	倉敷市鶴形一―三―一〇
名称	藤沢脳神経外科病院
所在地	倉敷市玉島勇崎五八七
名称	医療法人仁徳会森下病院
所在地	総社市駅前一―六―一
名称	医療法人薬師寺慈恵会薬師寺慈恵病院
所在地	総社市給社一―一七―二五
名称	医療法人社団同仁会金光病院
所在地	浅口郡金光町占見新田七四〇
名称	診療ドクター杉生
所在地	総社市門田三一五
名称	医療法人源医院
所在地	吉備郡真備町有井二〇五一―一
名称	笠岡市立市民病院
所在地	笠岡市笠岡五六二八―一
名称	医療法人社団清和会笠岡第一病院
所在地	笠岡市横島一九四五
名称	医療法人緑十字会笠岡中央病院
所在地	笠岡市笠岡五一〇二―一四
名称	井原市立井原市民病院
所在地	井原市井原町一―一八六
名称	医療法人おだうじ会小田病院
所在地	井原市井原町五八二
名称	医療法人社団菅病院
所在地	井原市井原町一二四

名称	医療法人天敬会井原中央病院
所在地	井原市井原町三二七三
名称	医療法人萌生会国定病院
所在地	浅口郡里庄町浜中九三一四一
名称	矢掛町国民健康保険病院
所在地	小田郡矢掛町矢掛二六九五
名称	美星町国民健康保険病院
所在地	小田郡美星町大倉二四六六
名称	医療法人清梁会高梁中央病院
所在地	高梁市南町五三
名称	医療法人慶真会大杉病院
所在地	高梁市柿木町二四
名称	高梁市国民健康保険成羽病院
所在地	高梁市成羽町下原三〇一
名称	医療法人美甘会勝山病院
所在地	真庭郡勝山町本郷一八一九
名称	医療法人敬和会近藤病院
所在地	真庭郡勝山町勝山一〇七〇
名称	医療法人社団井口会総合病院落合病院
所在地	真庭郡落合町垂水二五一
名称	医療法人社団緑社会金田病院
所在地	真庭郡落合町西原六三
名称	医療法人浄風会河本病院
所在地	真庭郡落合町下河内三一四一二
名称	湯原町国民健康保険湯原温泉病院
所在地	真庭郡湯原町湯本四四二一一
名称	中山病院
所在地	真庭郡久世町久世二五〇八
名称	特別医療法人平野同仁会津山第一病院
所在地	津山市田町一五〇
名称	財団法人共愛会芳野病院
所在地	苫田郡鏡野町吉原三一二
名称	鏡野町国民健康保険病院
所在地	苫田郡鏡野町寺元三六五
名称	医療法人三水会田尻病院
所在地	英田郡美作町明見五五〇一一
有効期限	
附 則	平成二十年一月三十一日

この告示は、平成十七年二月一日から施行する。

公 告

(三三) 笠岡湾干拓粗飼料基地の作付準備地で農作物栽培を希望する者を次の条件により募集する。

平成十七年一月二十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 農作物栽培の予定地(各筆単位で募集)

- 笠岡市カブト南町一九一番地(二七、八〇五平方メートル)
- 同 一九三番地(二七、九六八平方メートル)
- 同 一九五番地(二六、八九四平方メートル)
- 同 二六六番地(二四、八四八平方メートル)
- 同 二七一番地(二七、五七七平方メートル)
- 同 二七三番地(二〇、一一五平方メートル)
- 同 二七五番地(四一、八三二平方メートル)
- 計 七筆 (一八七、〇二九平方メートル)

二 貸付条件

- 1 農作物栽培の期間
平成十七年三月四日から同年十一月三日まで(短縮可)
- 2 農作物の種類
永年生物及び多年生物でないこと。
- 3 適切な管理の厳守
貸付地で農作物栽培ができないところが生じた場合は、雑草の刈り取り等適切な管理を行うこと。
- 4 畑への客土等
畑への客土、外部からの糞尿・汚泥等の持込み及び家畜の放牧は、禁止する。
- 5 報告書の提出
報告書の提出は、成果報告書の提出を必要とする。(別途指示する。)
- 三 農作物栽培後、成果報告書の提出を必要とする。(別途指示する。)
- 十アール当たり月額四一〇円に当該物件に係る国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)に基づく交付金相当額を加えた額を、平成十七年三月三十一日までに全額納入するものとする。
- 四 契約の締結
貸付は、農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)に基づき当該農地の利用権設定の上で、貸付契約を締結するものとする。

五 募集期限

平成十七年二月四日

六 募集窓口

岡山県農林水産部耕地課笠岡湾干拓対策班
応募要領

農作物栽培を希望する者は、住所及び氏名(押印)、連絡先、電話番号を明記の上、農作物栽培方法、希望地(番地)、希望面積、栽培作物名、栽培予定期間等を記入した書面を添付して申し込むこと。

八 貸付人の決定

応募者が複数の場合は、内容を審査の上候補者を選定し、抽選により貸付人を決定するものとする。

(三三) 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任の届出があった。

平成十七年一月二十一日

岡山県知事 石井正弘

一 土地改良区の名称

足守土地改良区

二 退任役員

退任役員
氏名

住所

門木和郎 岡山市東山内五七九

理事
理事の別
理事

(三五) 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成十七年一月二十一日

岡山県知事 石井正弘

事業主体 地区名 岡山県知事 石井正弘
西大寺土地改良区 弥平池 ため池改修 一六・九・二四
完了年月日

(三六) 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

平成十七年一月二十一日

岡山県知事 石井正弘

地区名	工種	完了年月日
御津・建部	農業用水施設整備	一五・五・二九
須恵中池	農道整備	" " "
" " "	ほ場整備	" " "
" " "	農地防災	" " "
山田大池	ため池	一六・二・一〇
奥田池	" " "	" " "

田井地区	農道整備	一・二一
東七区	" " "	" " "
加茂川中部	農道整備	一四・五・二八
大曲	ほ場整備	一六・三・二二

(三七) 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営(畑地帯総合整備(担い手支援型) 玉島八島地区)土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成十七年一月二十一日

岡山県知事 石井正弘

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業(畑地帯総合整備(担い手支援型) 玉島八島地区)変更計画書

二 縦覧の期間 平成十七年一月二十一日から平成十七年二月十一日まで

三 縦覧の場所

倉敷市役所玉島支所

(三八) 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条第一項の規定により申請のあった土地改良事業換地計画について、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山地方振興局長に申し立てることができる。

平成十七年一月二十一日

岡山県知事 石井正弘

一 申請者

足守土地改良区理事長 職務代理者

二 地区名

下高田地区

三 縦覧に供する書類

換地計画書

四 縦覧の期間

平成十七年一月二十一日から平成十七年二月十一日まで

五 縦覧の場所

岡山地方振興局農林水産事業部

(三九) 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条第一項の規定により申請のあった土地改良事業換地計画について、その

申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山地方振興局長に申し出ることができる。

平成十七年一月二十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 申請者
御津町長

二 地区名
中畑地区

三 縦覧に供する書類
換地計画書

四 縦覧の期間
平成十七年一月二十一日から平成十七年二月十一日まで

五 縦覧の場所
岡山地方振興局農林水産事業部

(四二) 平成十六年八月三十日から同月三十一日までの間に、玉野市及び寄島町の区域内において発生した平成十六年台風第十六号災害を被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）の対象となる自然災害とする。

平成十七年一月二十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

(四三) 岡山県医療審議会から次のとおり答申があった。

平成十七年一月二十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 諮問年月日
平成十六年十二月七日

二 答申を受けた年月日
平成十六年十二月二十七日

三 諮問及び答申の事項
救急病院等の認定について

四 その他

答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室、岡山地方振興局、東備地方振興局、倉敷地方振興局、井笠地方振興局、高梁地方振興局、真庭地方振興局、津山地方振興局及び勝英地方振興局において閲覧することができる。

(四四) 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成十七年一月二十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 申請のあった年月日
平成十七年一月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
スポーツインストラクター派遣グループ

三 代表者の氏名
赤木 里美

四 主たる事務所の所在地
総社市刑部四番地八

五 定款に記載された目的

この法人は、岡山県内における文部科学省及び厚生労働省、財団法人日本体育協会、各種競技団体等が認定する健康・スポーツ関係の資格（スポーツ指導員、健康運動実践指導者等）を保有している指導者を有効に活用し、県内の住民に対して健康の維持・増進及び地域スポーツの普及・振興に寄与することを目的とする。

(四五) 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十七年一月二十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオン倉敷ショッピングセンター

所在地 倉敷市水江一番地

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
(1) 名称 株式会社クラレ

住所 大阪府大阪市北区梅田一―一二―三九

代表者の氏名 代表取締役社長 和久井康明

(2) 名称 イオンモール株式会社

住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一―五―一

代表者の氏名 代表取締役社長 川戸 義晴

3 変更事項

(1) 駐車場の位置

(2) 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 七箇所

(変更後) 十箇所

- 4 変更年月日
平成十七年一月二十九日
届出年月日
平成十七年一月十四日
- 3 縦覧の期間及び場所
縦覧の期間
平成十七年一月二十一日から平成十七年五月二十一日まで
縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課及び倉敷地方振興局総務振興部総務振興課
- 2 届出事項の概要
1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ニシナフードバスケット倉敷福島店
所在地 倉敷市福島二三四一ー一ほか
2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名、
名称 株式会社仁科百貨店
住所 倉敷市水島東常盤町一〇番五号
代表者の氏名 代表取締役社長 仁科 正己
- 3 変更事項
(1) 荷さばき施設的位置及び面積
(変更前) 三十七・九平方メートル
(変更後) 五十七・九平方メートル
(2) 廃棄物等の保管施設的位置及び容量
(変更前) 六十一・九立方メートル
(変更後) 六十六・九立方メートル
(3) 駐車場の自動車の出入口の位置
4 変更年月日
(1) 平成十七年九月十五日 (荷さばき施設的位置及び面積並びに廃棄物等の保管施設的位置及び容量)
(2) 平成十七年五月一日 (駐車場の自動車の出入口の位置)
届出年月日
平成十七年一月十四日
- 2 縦覧の期間及び場所
縦覧の期間
平成十七年一月二十一日から平成十七年五月二十一日まで
縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課及び倉敷地方振興局総務振興部総務振興課

国土交通省中国地方整備局

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七十五条第一項及び第三項の規定により河川区域内に放置されていた工作物を除却し、同条第四項の規定により当該工作物を保管したので、同条第五項の規定により次のとおり公示する。
平成十七年一月二十一日

- 一 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
軽自動車 スズキ アルトWeve
塗装 白色
登録番号 岡山五〇つ五七〇
車台番号 CN二一S一七八四二四四
- 二 当該工作物が放置されていた場所
岡山市平井地先（一級河川旭川水系旭川）
当該工作物を除却した日時
平成十六年十二月二十八日九時
- 三 当該工作物の保管を始めた日時
平成十六年十二月二十八日十一時
- 四 当該工作物の保管の場所
倉敷市酒津九八二番地先（右岸）
当該工作物の除却、保管及び返還等に要する費用負担
当該工作物を放置した者又はその所有者
実施機関及び問い合わせ先
岡山市鹿田町二丁目四番三六号
国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所
電話 〇八六（二三）五一〇一
- 一 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
小型自動車 フォルクスワーゲン ジェッタ
塗装 シルバー
登録番号 岡山五〇〇み八五三七
車台番号 WVVZZZ一GZ一LW四〇四九七六
- 二 当該工作物が放置されていた場所
岡山市原地先（一級河川旭川水系旭川）
当該工作物を除却した日時
平成十六年十二月二十八日九時
- 三 当該工作物の保管を始めた日時
- 四 当該工作物の保管の場所

- 平成十六年十二月二十八日十一時
五 当該工作物の保管の場所
倉敷市酒津九八二番地先(右岸)
六 当該工作物の除却、保管及び返還等に要する費用負担
当該工作物を放置した者又はその所有者
実施機関及び問い合わせ先
七 岡山市鹿田町二丁目四番三六号
国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所
電話 ○八六(二三三)五一〇一
- 一 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
普通自動車 日産 レパード
塗装 濃緑色
登録番号 大宮三三三六八四一
車台番号 JPY三三三〇〇八九五
二 当該工作物が放置されていた場所
岡山市平井地先(一級河川旭川水系旭川)
三 当該工作物を除却した日時
平成十六年十二月二十八日九時
四 当該工作物の保管を始めた日時
平成十六年十二月二十八日十一時
五 当該工作物の保管の場所
倉敷市酒津九八二番地先(右岸)
六 当該工作物の除却、保管及び返還等に要する費用負担
当該工作物を放置した者又はその所有者
実施機関及び問い合わせ先
七 岡山市鹿田町二丁目四番三六号
国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所
電話 ○八六(二三三)五一〇一